

動物園条例の制定

1 目的

動物福祉を根幹とした持続可能な動物園運営を確立し、市民の財産である円山動物園の動物たちを守っていくため、基本方針ビジョン 2050 の基本理念「命をつなぎ 未来を想い 心を育む」に基づく取組を法的に規定する条例の制定を目指す。

※市長公約：種の保存や環境教育など動物園の役割を示し、動物福祉に配慮した運営をめざす「動物園条例」を制定する。

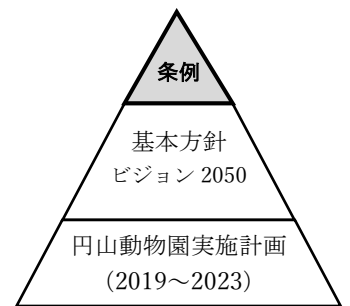
2 条例制定の必要性及び効果

動物福祉や生物多様性の維持など動物園を取り巻く環境や役割が大きく変化してきているが、国においては、動物園における動物福祉のあり方や設置運営に関する法的制度が十分に確立されていない。

また、本市においては、都市公園条例等で円山動物園に関する使用料など公園施設としての設置及び管理について定めはあるが、飼育動物に関して規定したものはない。

このため、円山動物園の役割や飼育動物に関して規定する条例を制定する必要がある。

この条例制定により、ビジョン 2050 の基本理念に基づく取組が市民の合意によって法的に規定され、動物福祉が持続的に担保される仕組みが確立される。

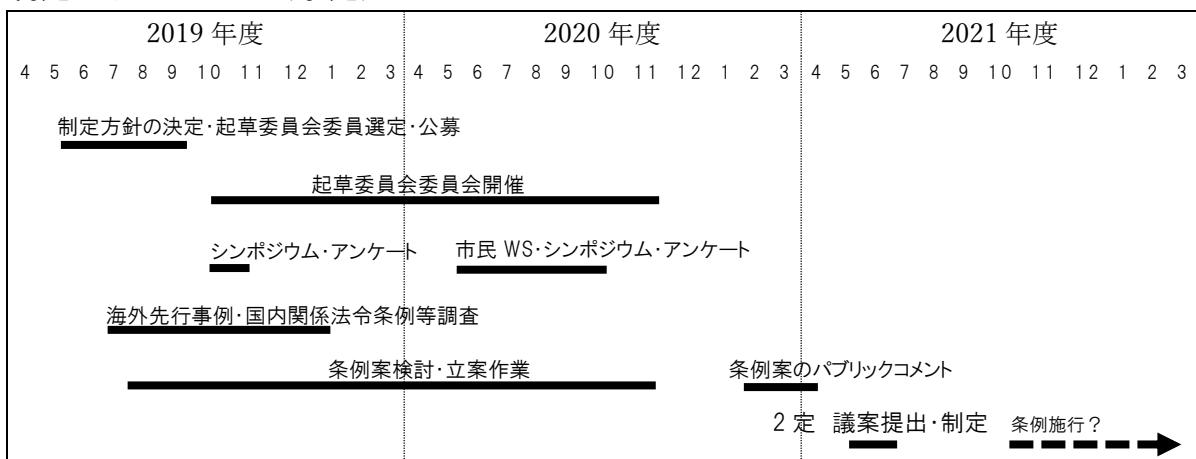


3 国・他都市の状況

動物園を規定する法律として、都市公園法、自然公園法、博物館法、動物愛護管理法などがあるが、いずれも設置に関する手続き的な定めであり、海外でみられる動物福祉や教育、環境教育、種の保存等の動物園運営の根幹となる理念を規定したものはない。

他都市においては、入園料等を定めた設置条例は見られるが、動物園における動物福祉を規定する条例は存在しない。

4 制定スケジュール（予定）



※起草委員会…市民動物園会議の部会として設置する予定。委員は7名～10名程度